# 一般教育訓練明示書

講座の名称	介護支援専門員専門研修課程 I														
実 施 方 法	① 通学 ( 昼間 ・ 夜間 ・ 土日 🔾 ② 通信 スクーリング(回数 2.回)														
指定講座番号	0 3	2 0	0	4	1	_	2	2	1	0	0	6	2	-	0
講座の創設年月日 平成19年5月31日	講座の指定期間				去 一 の 講 実 績	入講者数(60人)					修了者数 (59人)				
訓練期間	12.187.1.	3ヶ月	<i>5</i> , <i>c</i>	総訓練時間							56時間				
1. 教育訓練目標		07Д					小心口小	1 NX P	4 (F)						)O H (T   E)
				介護支援専門員											
②①に係る資格・試験等の	の実施機関名	称		厚生労働省											
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等					全科目の履修及び提示された課題等を提出すること										
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されておいる業界と活用状況								<b>支援</b>							
2. 教育訓練の内容	ļ.														
教 科	(カリキュ	. ラム)			時間 使用教						] 教 /	材名			
研修日程表参照						5	6時間	]	介護支援	専門員	現任研修	多テキス	卜第1巻	専門研	F修課程 I
3. 受講者となるた	めの要件(	この講座	を受	謙す	るため	に必ず	巨レされ	h.Tl.	\る冬化	上ナン レ	; )				
0. 文冊日このもに	<u> </u>							-						<u>-</u>	
①受講するに当たって必	要な実務経験								登録が 度の4				上実剂	別こ行	き事し
②受講者が受講に最低限 技能・知識等の内容及び		き資格・	介護	支援	専門員	- 12LT	 (の実	ー 務(ケ	アプラ	ン作	成等)	1			
③その他															

# 一般教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の	の実績及び目標達成の状況								
(1)資格取得状況									
① 前年度内の受講修	了者数 	59	J						
② ①のうち目標資格	の受験者数	60	J	<b>.</b> 受験率(②	)/①)		%		
③ ②のうち合格者数		59	J	合格率(③	)/(2)		%		
④ 上記②・③の回答:	者数	59	人						
(2)受講修了者による	<b>講座の評価等</b> ※令和4年原	度より新規指定	定の為、評価:	未実施 —————		_			
① 回答者総数				59	人				
	1 正社員			49	人	了 <sub>△ · 討</sub>	業者計		
② 受講開始時の就	2 非正社員、派遣社員			9	人	上 ZA. 形	1.未11日		
業状況等	3 その他の就業(自営業等)			1	人		59人		
	4 非就業			0	人	②B:非就業者			
	1 処遇の向上(昇進、昇格、資	格手当等)に	受立つ	21	人	]			
	2 配置転換等により希望の業務	務に従事できる	4	人					
	3 社内外の評価が高まる		2	人	③の回答				
③ 就業中の受講者 による講座の評価	4 円滑な転職に役立つ			4	人	※②Aと同数	((又はそ) れ以下)		
である時性の計画	5 趣味・教養に役立つ			0	人				
	6 その他の効果		17	人					
			11	人		59人			
	 1 早期に就職できる			0	人	]			
		0	人		- A = I				
④ 就業していない		0	人	④の回答数 ※②Bと同数					
受講者による講座の 評価	 4 趣味·教養に役立つ	0	人	「 れ以下)					
			0	人					
	 6 特に効果はない	0	人		0人				
	1 受講中又は受講修了後3かり	 月以内に就職	した	0	人		4L A = I		
⑤ 受講者の就業状 ⑤ で調者の就業状	2 受講修了後3~6か月以内に	 に就職した		0	人	⑤の回答数 ※②Bと同数			
況		に就職した		0	人	トレック れ以下)			
	 4 就職していない	0	人		0人				
				6	人	⑥の回答数			
	2 おおむね満足			36	人	※①と同数(ス   以下)			
⑥ 講座の全体評価	3 どちらとも言えない			13	人	F (217)	59人		
	4 やや不満			2	人				
	5 大いに不満			2					
	修了後の状況(就職等の状況、受 E期間内でのキャリアアップ成果や					後の職務内容変	を化等の		
5. 教育訓練の受講!	こよる効果の把握及び測定の方法	並びにそのレ	ベルを受講者	<b>当に対して明ら</b>	かにする	るための具体的	な方法		
到達度の把握・測定方	標に対する技能・知識のレベル i法	理解度等の変	変化を測る。 ま		各自振	該科目に対する り返りを行い、新			
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場	【実施場所】 【回 数】			]】5~] 】各回2	7月 2~3日間程度				
6. 修了を認定するた	-めの基準並びに修了を認定する6	時期及びその	<u></u> 方法						

# 一般教育訓練明示書

7. 受講中又は修了後にお	ける受講	者に対する指導及び	が助言並びに支援の	方法						
(1)受講中の者に対する習得な助言・指導の方法	度に関する具体的	集合演習における講師・指導者からの直接的な指導。								
(2)受講中又は修了時におり 的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資 提供方法、早期就職に向けが 状況)	種の求人情報の	介護支援専門員証の登録・更新手続き及び研修の計画的受講につい て、説明の時間を設けている。								
8. その他の事項										
指 定 教 育 訓 練 実 施 者 及 び 代 表 者 名	一名 公益	(代表者名:理事長 菊池 公益財団法人いきいき岩手支援財団								
住所及び連絡先	20-0115 8市本町通3丁目19-	-1 岩手県福祉総合	・相談センター3階	TEL	019-629-23 (研修担当課直					
施設名称及び施設長名  同上					(施設長:		)			
住所及び連絡先					TEL					
給 付 制 度 担 当 部 署 · 者					(担当者:		)			
連絡先	Т	EL 同上								
一般教育訓練経費 1.	一般教育	訂訓練給付金の対象	となる経費 (①+	2)		21,700	円			
		 (税込額) 還元措置を実施した:	場合には							
① 一括 払	その差	<b>当き後の税込額と</b> す	すること。)			0	円			
		税 込 額 ) 還元措置を実施した		21,700	円					
		引き後の税込額とす		(うち、必須教	材費	0	円)			
③ 両方可能	一般教育	5訓練給付金の対象	外となる経費(①	+ 2 + 3 + 4)			円			
	① 副請	売本代(税込額)				5,280	円			
	② 実習	習等に伴う交通費・宿	0	円						
	③ 施設	と維持費(税込額)	0	円						
<u> </u>	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)						円			
3.	総額 (1	額(1+2)(税込額) 26,98								

### 〔特記事項〕

#### 教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理 解いただくようお願いいたします。

- (1)一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料(最大1年分)に限られます。
- (2)受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、 検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含ま れません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額 (クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。) も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等(有価証券等を含みます。) や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了したものとは認められていませんので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。